明治二十六年八月十五日　（定價金二錢五厘）

（本號八面）　（明治廿五年一月三日　遞信省認可）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價郵送料は左の如し

一號　貳錢五厘〇一ヶ月　前金五拾錢〇三ヶ月　前金壹圓四拾五錢〇六ヶ月　前金貳圓八拾五錢〇一ヶ年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報郵送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一ヶ月　金拾二錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、布哇諸嶋、米國若くは加奈陀を經て鄭送する歐洲各國　一ヶ月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀　一ヶ月　金三拾錢

四　香港を經て鄭送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一ヶ月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一ヶ月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

第三千七百三十四號
明治廿六年八月十五日　火曜日
舊曆癸巳七月四日（甲申）

日出午前五時一分　入午後六時二十九分
月出午前八時十五分　入午後八時三十九分
潮午前七時三十五分　午後七時五十四分

（西暦一千八百九十三年）

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐるのみ寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て所縣の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんのみを請ふ

時事新報社ニ速レタル投書ノ原稿ハ凡テ寄稿者ニ返ヘサズ又本社ニ保存セズ

時事新報

清韓居留民を安からしむ可し

此程の紙上に見えたる如く朝鮮釜山に於て發行する東亞貿易新聞の主筆たる人は治安妨害の廉を以て總領事より二ヶ年間朝鮮在留を禁ぜられ向ふ十五日間に同國より退去を命ぜられたるよし內地に於る政治家又は新聞記者等の退去談は每度耳にする所にして珍らしからざれども外國に於て領事が新聞記者を放逐するが如きは是れまでの事例に稀なるが故にや頗る世人の注意を惹き從て諸新聞紙の中にも右の被退去記者に同情を表して暗に領事を責むるものあれば又は記者の粗暴を鳴らして領事の處置を正當と認むるものあり今その是非の議論は姑く擱き元來この事たるや一箇人に關するが如しと雖も延いて居留民一般の利害に影響する所なきにあらざれば玆に我輩の所見を述べんに抑も今度の總領事の處置は明治十六年三月布告第九號清國及朝鮮國在留日本人取締規則に據りたるものにして表面上固より一點も批難す可き所ある可からず其取締規則の文は左の如し

第一條　清國及朝鮮國駐劄の領事は在留の日本人該地の安寧を妨害せんとし若くは風俗を壞亂せんとする者又は其行爲により該地方の安寧を妨害し若くは風俗を壞亂するに至るべき者と認定する時は一年以上三年以下在留するみとを禁止すべし但し情狀に由りては其期限內相當の保證金を出さしめ在留せしむるみとを得

第二條　在留を禁止せられたる者は十五日以內に退去すべし若し期限內退去し難き正當の事由ありて其旨を申立る時は領事は相當の猶豫期限を與ふるみとを得

第三條　保證金を出したる者再び第一條の擧動ありと認定する時は領事は其保證金を沒收し仍ほ在留を禁止す可し

第四條　退去期限若くは猶豫期限內に退去せざる者及禁止期限を犯したる者は十一日以上一月以下の重禁錮に處し二圓以上百圓以下の罰金を附加す

第五條　此規則の處分に對しては上訴を許さず

右の條々に據れば一人の領事が安寧を妨害し風俗を壞亂する者と認るに於ては駐劄公使に伺ふを要せず居留民の意見を聞くに及ばず獨斷を以て其者の在留を禁止し退去を命ずるみと容易なるが如し領事たる者必ずしも鬼神の明あるに非ずして其職權の大なるみと斯の如し居留民に取りては隨分安からざる規則なりと云ふ可し內國に於ける保安條例の如き其施行に就ては必ず政府の熟議を重るの慣行なれども尙ほ且つ是非の物論を免かれず然るに心淋しき異鄉在留民の頭上に斯る法を布いて怪む者なきは一見不釣合なるが如くなれども能く法の精神を究むれば自から理由の存するものあり其次第如何と云ふに右の取締規則は所謂中等以上の人に對し設けたるに非ずして其當時淸韓地方へ醜業者の大に蔓延するありて領事の手限り神速に之を處分するの必要に迫り又醜業者のみに限らず總じて國の體面を汚す可き下等無賴の輩に對しても臨機の處分を要するみと少なからざるよりして特に新規則を發布して領事に特權を附與したるみとなり自から時の宜しきに適したる法なれども若し萬一も法の精神以外に逸して其明文あるに乘じ時に或は感情に制せられて之を利用し中等以上の士人に對して醜業者無賴漢を御するの筆法を揮ふが如きみともあらんには居留人民は安んじて其業を營む能はざるに至る可し官民の間柄の圓滑ならざるは我國年來の宿弊にして啻に內國に限らず外國に於ても公使領事と居留民とは兎角面白からざるもの多しと云ふ遠き外國に在りて互に近接親睦ふそす可きものが斯る有樣なりとは歎す可き次第にして一口に申せば官民共に未だ文明氣輕の交際法に慣れざるが故なりと云ふの外なし此度は新聞記者に對して退去を命じたるが故に世の新聞紙にも喋々せられて聊か人の注意も惹きたるみとなれども聞く所に據れば是迄共同國に於て居留民の退去沙汰は珍らしからぬみとにて苦情も隨分少なからず切めては上訴を許すみとにして以て權利を伸るの道を開きたしなどの希望は已に其筋の耳にも聞えたるならんと云ふ今回の事の如きは申さば實利害に關涉きものとして看過す可きなれども或は用法の方向を轉じ其地に根據を定めたる實地の營業者に對して誤て同一樣の筆法を用ひ遽なく其業を妨るみとも あらんには是れ必由々しき實業界の大事なれ當局者の宜しく其內狀を察して熟慮す可き所なる可し我輩は敢て取締規則を改正す可しと云はず敢て領事の權を過大なりとも云はず唯うの濫用を恐れて弊事を其未だ生ぜざるに防がんと欲するのみ例へば從前の支那朝鮮に於ける日本人の居留地には一種の團體を作り幾十名の議員を撰みて上に總代を置き居留民一般の利害休戚を計るの慣行あるよう幸なれば領事に於て其居留民中に安寧を妨害し風俗を壞亂する者ありと認めたる場合には之に退去を命ずるに先ち兎に角に一應右の團體に諮詢し團體の見る所にても此者はいよ〳〵退去せしめて然る可しと認めたる上にて斷行するが如きは事態頗る穩當なるのみならず領事も亦自から責任を分つの姿にして双方の便利なる可し近事を聞いて聊か鄙見を述べ當局者の注意を促すものなり

官報

〇內務省訓令第十三號

神佛各宗派管長ニシテ海外渡航ヲ願スル節ハ事實ヲ具シ當省ヘ伺出ツヘシ

明治二十六年八月十四日　內務大臣伯爵井上馨

〇東京府公報

東京府令第四十三號

他人ノ採掘セル鑛石ヲ賣入レ製煉スル者又ハ砂鑛ヲ製煉スル者ハ左ノ條項ニ準據スヘシ

明治二十六年八月十四日　東京府知事富田鐵之助

一　警視廳ノ許可ヲ得テ新ニ製煉場ノ位置製煉人ノ住所、族籍、姓名ヲ其都度東京府廳ヘ屆出スヘシ

一　製煉ハ左ノ雛形ニ依リ一箇年ノ工程ヲ取調ヘ翌年一月中ニ東京府廳ヘ差出スヘシ

但鑛業條例ニ揭クル鑛業人ト雖トモ賣入鑛石ニ係ル分ハ前項ニ準ルヘシ

東京府令第四十四號

明治二十五年（六月）東京府令第五十八號ヲ廢止ス

明治二十六年八月十四日　東京府知事富田鐵之助

雜報

〇取消　左の如く申込ありたるに付取消す

本日發刊貴社新聞雜報欄內取引所定款編纂會と題する記事は事實相違の廉不少就中末段の株金拂込の金額に關し抽者等兩人の間に種々の議論を爲しわたる趣記載有之候得共抽者等に於て議論抑致候事無之候條此段申進候也

明治二十六年八月十三日　大江卓　若宮正音

〇取消　左の如く申込ありたるに付取消す

八月十二日の貴社新聞雜欄內相馬家の戶籍と題する頃中に右の如く秀胤は故誠胤君庶子長男とあれども（中略）シケ子の苦情に依て相馬家に入籍したりと云々と御記載有之候得共先つ其生母より私生兒として屆出たる後其父なるもの己が子なるみとを承認し入籍の手續をなすにあらざれば庶子となるみとを得ざるは戶籍上の通則に有之秀胤君御入籍の際も斯の手續を履みたる儀にて決して若苦情に依りたるものには無之候間此段申進候也

八月十三日　相馬家執事

〇參議者の迷　政府の當局者が種々の計畫を爲す政略上の問題は兎も角も實際人民の利害に直接の關係ある實業上の問題の議論を聊か以て世間の議論を聊か廣く世間の當業者を秘密にせんとして殘害に妨害に參する者多少の議に參する者多少の

〇フランツ親王殿下は去る淺停車場を御出發同場に着せられ豫て差寺に至り南大門前に堂井に陳列品を御一過き廻廊內にて御下で〻再び乘車直に停刻より餘程早かりし汽車の來るを御待合俱樂部に入らせられ御休憩の上僅に一名杖を提げ飄然として及び雪花菜等を群集して鹿を呼び春を叩き戲々御散步の後歸館腕車にて倶樂部を出上東大寺に赴き大佛更に御步行にて大佛み腕車にて春日神社なりき途上煉草山の洋杖二十四本御買求にて下車社殿に入らせ部に歸らせらるべき行者を伴ひ餅飯町の直に倶樂部に歸られる其間庭前に於て太に適ひし模樣にて在曲がるを殿下を始め祠寺へ赴かる〻御豫見合せとなり三時五御挨拶のり三時二十京都に還御あらせら

〇汽船の競爭大約一度破綻せし已來航海する各社汽船が上一定の競爭步引は賃錢にても乘船せら迄僅が三錢五厘にて付にて馬關迄二十五等實に平日の八九割左れば平常大坂見物の者は時を得て續々

（以下略）

〇紡績業　坂商業會議所

〇臨時聯　內に開